

第 1 回評議員会議事録

平成23年12月14日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第1回評議員会議事録

1. 招集年月日 平成23年12月14日（水）
2. 開催場所 有楽町「東京国際フォーラム4階ガラス棟G410」
東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
3. 開催日時 平成23年12月14日（水） 午後3時30分
4. 評議員現在数 9名
5. 出席評議員数 7名
(出席者) 加藤 栄一、河合 弘之、坂巻 熙、佐藤 嘉恭、中川 桂子、
本田 機先、村川 浩一

※出席役員 4名

代表理事 多田 宏、業務執行理事 小林 悅夫、監事 金田 充男、
監事 高橋 忠夫

6. 欠席評議員数 2名

(欠席者) 中川 泰彬、山本 卓眞

7. 概要

事務局から評議員現在数9名中、出席者は7名であり、定足数である評議員現在数の過半数以上に達した旨報告。

はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、公益財団法人移行後の初めての評議員会であることから、公益財団法人移行後において新たに就任した評議員及び役員について、小林業務執行理事（以下「常務理事」という。）から紹介した。

その後、定款第23条に基づき互選により加藤評議員が議長となり、以下のとおり議案の審議に入った。

8. 議事の経過、要領及び議案議決の結果

◎ 報告事項

- (1) 移行経過説明
- (2) 第1回及び第2回理事会の開催内容

◎ 議案

- (1) 第1号議案

「平成23年度事業報告書及び決算書(平成23年4月1日～10月2日)」
の件

(2) 第2号議案

「移行登記した前日時点の財産目録」の件

(3) 第3号議案

「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」の件

※ 議事録署名人

今評議員会の議事録署名人の選任（議長の他、2名）について議長より
次の者を提案したところ全会一致で選任された。

（中川 桂子評議員・本田 機先評議員）

◎ 第1号議案 「平成23年度事業報告書及び決算書（平成23年4月1日～10
月2日）」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 本事業報告書及び決算書（以下「報告書」という。）は、旧主務官庁である厚生労働省に対して報告すべきもので、特例民法法人としての最終事業年度分の報告書であること。
- (2) 事業期間は、平成23年4月1日から公益財団法人に移行した前日である平成23年10月2日迄であること。
- (3) 本報告書は、平成23年11月28日に執り行われた第2回理事会において、全会一致により可決した内容であること。
- (4) 基本財産の運用状況、寄附金募集状況、各種事業の実施状況及び遂行した事業に要した決算額について議案書に基づき報告した。

続いて金田監事から平成23年度上半期（4月1日から10月2日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。なお、各評議員からの主な質疑等は次のとおり。

1 中国帰国者の墓（東京都：西多摩霊園）に係る墓地管理事業について
は、従来、援護基金から助成を受けて「中国残留孤児の国籍を支援する会（事務局長：千野誠治氏）」が行っていたところであるが、平成23年7月において「中国残留孤児の国籍を支援する会（事務局長：千野誠治氏）」から「NPO法人中国帰国者・日中友好の会（代表：池田澄江氏）」に業務が引き継がれたところである。

先般、その墓地管理事業を譲り受けた日中友好の会から「援護基金から助成金が受けられない（助成金が減額した）」との申し出があった。

本事業は重要な事業であることから支援すべきではないかとの質問に
対し、正規の申請を経たものではないことから助成を見送った旨事務局
が回答。

- 2 中国残留邦人の集団一時帰国事業について、近年は報道に取り上げられることはないとの質問に対し、本年度11月に実施した一時帰国においては、国から残留孤児として認められた者（1名：杜春泉）が初めて訪日されたことから報道（大規模ではないが）された旨、上記の者を含まない一時帰国については報道に取り上げられない旨事務局が回答。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「移行登記した前日時点の財産目録」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 本財産目録は、特例民法法人としての最終事業年度の財産目録であり、当財団が移行登記を行った前日の平成23年10月2日現在の内容を記載していること。
- (2) 本財産目録は、平成23年11月28日に執り行われた第2回理事会において、全会一致により可決した内容であること。
- (3) 本財産目録の特記すべき事項として報告した内容は次のとおりである。
- ① 特例民法法人としての最終事業年度の財産目録は、公益財団法人として移行した法人が必ず内閣府に提出する義務があること。
 - ② 提出時期は、公益財団法人となった最初の事業年度における決算の事業報告（翌年の6月末）と併せて報告する必要があること。
 - ③ 本財産目録に記載された公益目的保有財産とは、公益財団法人として、公益目的事業の遂行のために活用することとした資産であり、当該資産は、内閣府に対する公益移行認定申請の際に公益目的保有財産とすることを申請書に記載し認められたものであること。
 - ④ 財産目録は、認定法施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、当該事業年度の決算書と併せて必ず内閣府に報告する必要があること。また、このことは、定款第10条においても定めていること。
 - ⑤ 財産目録に記載する公益目的保有財産は、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合は、当財団と同様の事業目的を行っている公益財団（社団）法人又は国、地方公共団体に「公益目的財産」の残余額を贈与しなければならないこと。また、このことは、定款第34条において定めていること。

なお、各評議員からの主な質疑等は次のとおり。

- 1 外国債として保有している投資有価証券（特定資産）の評価額については「含み損を含んでいるのか」との質問に対し、含まれている旨事務局が回答。
- 2 ここ数年間は金融危機や円高等の影響を受けて資産運用、また、寄付金については厳しい状況にあるが、「収益を確保する良い方策はあるか」との質問に対し、良い方法があればお知恵を拝借したい旨事務局が回答。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 本基準は、旧体制の理事会及び評議員会において、公益財団法人への移行と同時に制定することとしたものであること。
- (2) 旧体制にて決定された本基準の内容について、新体制の理事会及び評議員会に諮り追認いただく必要があること。（新たな体制に切り替わったことから、新たな体制としての意志確認）
- (3) 本基準は、平成23年10月17日の第1回理事会において全会一致により可決（追認）した内容であること。
- (4) 本基準については、旧体制にて吟味のうえ決定した基準であることから、この場においては、原案のとおりお認めいただき、後日、不具合・修正すべき点があれば、次回以降の評議員会にて修正等を加えたいこと。

なお、各評議員からの主な質疑等は次のとおり。

- 1 現在、国家公務員の給与削減について報道されているが、減額された場合はそれに連動して、評議員及び役員の報酬額も見直す必要があるのかとの質問に対し、必ずしも連動させる必要はない旨事務局が回答。

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認（追認）された。

以上をもって第1回評議員会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時40分）

上記の議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 23 年 12 月 22 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金援護基金

議長

加藤栄子

議事録署名人

中川桂子

議事録署名人

本田機先